

# 第 1 7 6 回八王子市都市計画審議会議事録

〔諮問第 1 号〕

開催日 令和 3 年 5 月 2 0 日

八王子市都市計画審議会事務局



|           |  |   |  |  |
|-----------|--|---|--|--|
| 会 議 名     | 第 1 7 6 回八王子市都市計画審議会   |   |  |  |
| 開 催 日 時   | 令和 3 年 5 月 2 0 日（木曜日）午後 2 時～午後 2 時 1 8 分   |   |  |  |
| 開 催 場 所   | 八王子市役所 議会棟 4 階 全員協議会室  |   |  |  |
| 出 席 委 員   | 会 長 村 尾 公 一 君  |   | 会 長 職 務 代 理 大 矢 恵 一 君  |  |
|           | 1 番 原 崎 義 之 君  | 8 番 日 下 部 広 志 君   | 2 番 若 尾 喜 美 絵 君  | 9 番 鈴 木 基 司 君  |
|           | 3 番 赤 坂 浩 史 君  | 1 1 番 星 野 直 美 君   | 4 番 石 井 宏 和 君  | 1 2 番 田 中 茂 哉 君  |
|           | 5 番 市 古 太 郎 君  | 1 5 番 梶 原 幸 子 君   | 6 番 小 林 秀 司 君  | 1 6 番 毛 利 郁 史 君  |
|           | 7 番 安 藤 謙 治 君  | 1 8 番 鴨 志 田 恵 美 君   |  |  |
| 欠 席 委 員   | 1 0 番 星 卓 志 君  |   | 1 3 番 菱 山 史 郎 君  |  |
| 市 出 席 職 員 | 副市長<br>総合経営部長<br>福祉部長<br>産業振興部長<br>環境部長<br>都市計画部長<br>まちなみ整備部長<br>まちなみ整備部開発・建築担当部長  | 駒 沢 広 行<br>古 川 由 美 子<br>石 黒 み どり<br>瀬 尾 和 子<br>三 宅 能 彦<br>守 屋 清 志<br>竹 内 勝 弘<br>伊 藤 泰 光 | 土 地 利 用 計 画 課 長<br>都 市 計 画 課 長<br>交 通 企 画 課 長<br>建 築 指 導 課 長<br>産 業 政 策 課 長<br>環 境 保 全 課 長 | 倉 田 貴 文<br>田 口 貴 之<br>中 里 和 徳<br>岡 部 宙<br>立 川 寛 之<br>石 井 正 光 |
| 事 務 局     | 都市総務課長<br>都市総務課課長補佐<br>都市総務課主査   | 久 田 伸 之<br>土 屋 輝 純<br>三 井 直 義   | 都 市 総 務 課 主 任<br>都 市 総 務 課 主 任   | 丹 羽 裕 子<br>青 木 恵 次 郎   |
| 議 題       | 諮問第 1 号 建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく卸売市場の位置について   |   |  |  |
| 傍 聴 人     | 2 人  |   |  |  |
| 配 付 資 料   | [事前配付資料]<br>・ 諮問第 1 号関連 諮問文及び資料<br>・ 諮問第 1 号関連 事前質疑<br>[机上配付資料]<br>・ 第 1 7 6 回八王子市都市計画審議会 次第<br>・ 審議会委員名簿<br>・ 審議会幹事名簿<br>・ 参考資料 |   |  |  |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>事前質疑</p>  | <p>[実施目的]<br/>         新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催時間を最小限にするための事前質疑を行い、本会は表決を中心とした進行としました。</p> <p>[受付期間]<br/>         令和3年（2021年）4月9日（金）から4月23日（金）まで</p> <p>[実施方法]<br/>         質疑記載用の連絡票により、郵送、電子メールまたはファックスにて受領</p> <p>[質疑概要]<br/>         諮問第1号<br/>         5名の委員より、質疑1～20号（3～9頁に掲載）</p> <p>[その他]<br/>         (1) 事前質疑の内容は、委員の皆様には本会開催前に共有していただきました。<br/>         (2) 各案件に関する表決は、本会当日、会の中で行い、事前質疑による本会への出席及び表決は行えないこととしました。<br/>         (3) 事前質疑は本会当日における各委員の発言を妨げるものではなく、会の中で新たな質疑等が生じた場合等は、ご発言いただくこととしました。</p> |
| <p>当日議事録</p> | <p>10～14頁に掲載</p>   |

■ 諮問第1号に関する事前質疑

|   | 質疑等  | 回答  |
|---|--|---|
| 1 | <p>議席番号5番 市古 太郎 委員</p> <p>諮問内容について異議はございませんが、周辺住民等へのこれまで、また決定後の説明機会の見込みについて教えてください。</p>  | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>産業政策課長 立川 寛之</p> <p>許可申請や建築関連の条例等に伴う、説明会等はありません。</p> <p>また、大規模小売店舗立地法に該当しないため説明会の開催義務もありません。</p> <p>なお、周辺住民に関しては用地との間に線路があり、直接の行き来もできないことから、説明会は開催しないと事業者から聞いております。</p> |
| 2 | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>この度の計画では老朽化と規模縮小の観点から隣接地への移転となっております。隣接地への移転と、現施設の改築とを比較、検討した結果をご提示いただけますようお願いいたします。また、その他移転計画との比較検討結果がございましたら可能な範囲でご提示いただけますようお願いいたします。</p> | <p>産業政策課長 立川 寛之</p> <p>本件青果卸売市場は、民間事業者による運営であり、移転等の検討について市は関与しておりません。</p>   |
| 3 | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>現在魚市場の解体工事が行われているようですが、この解体工事は青果市場移転事業と同一事業と考えられるのではないのでしょうか。その際、この都市計画審議を経ずに、すでに計画が実施されているとも思えるのですが、手続き上問題はないのでしょうか。</p>                    | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>同条ただし書の規定は卸売市場等の新築又は増築に関するものであり、既存の魚市場の解体工事はその対象に含まれないことから、手続き上の問題はありません。</p>   |
| 4 | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>今回の事業計画について、公益確保、持続可能な社会構築の観点から以下の内容について検討することは可能でしょうか。</p> <p>① 再生可能エネルギー利用を推進するため、屋根への太陽光パネルの設置等による電力の一部自給自足を図る。</p>                       | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>ご質問の内容は、本件青果卸売市場の位置に関するものではないため、今後の建築行為等による施設整備の中で法令に則り、事業者の判断</p>              |

|          |   |   |
|----------|---|---|
|          | <p>② まとまりのある広場であるので、災害時の避難等拠点としての機能を付設できる内容を加える。</p> <p>③ 八王子市のアピールポイントであるゴミ発生抑制日本一を推進するため、「ゴミ置場棟」という名称を「再生資源置場」などと改め、場内で発生する産業廃棄物を分別し再資源化し、ゴミゼロを図る。</p> <p>④ 井戸を防災井戸としての活用も図る。</p> | <p>に基づいて実施されるものであると考えております。</p>   |
| <p>5</p> | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>ゴミ置場棟の配置につきまして、可燃物が集積し、火災が発生する恐れが考えられます。万が一の際、鉄道軌道に近接した配置では、鉄道輸送に支障をきたす可能性が懸念されますので、鉄道軌道から遠ざけた配置が望ましいとも考えますが、今回の配置とした検討経緯につきましてお教えいただけますようお願いいたします。</p>     | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>当該敷地内における建築物の配置につきましては、事業者の判断に基づいて計画されるものであると考えております。</p> <p>なお、線路と建物の離隔距離についての法的規制はなく、また、線路と敷地の間に道路があるため、線路近接工事に伴う事前協議も不要な敷地でございます。</p>          |
| <p>6</p> | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>計画平面図に「井戸」の表記がありますが、新設井戸でしょうか。また、地下水の利用目的をお教えてください。また、事前に水質分析を実施している場合には水質データのご提示を可能な範囲でお願いします。</p>   | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>環境保全課長 石井 正光</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>ご質問の井戸の利用目的、設置状況等につきましては、本件青果卸売市場の位置に関わるものではなく、市では把握しておりません。</p> <p>なお、井戸を使用する場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく協議や届出が必要です。</p> |
| <p>7</p> | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>現市場では西側道路（敷地内の通路かも</p>  | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>本件青果卸売市場に出入りする車両台数は、</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>しません)などに多くの関係車両が停車している状況があると感じておりますが、今回の計画では駐車場台数10台程度であり、進入路に搬入車両などが停車された場合には事故を招く可能性が懸念されます。停車車両スペースの確保、安全管理に関する対応についてお教えいただけますようお願いいたします。</p>  | <p>移転前より減少する見込みであります。また、敷地内に駐車スペース及び荷卸しスペースを確保しているほか、ほとんどの荷物が手下ろしではなくパレット下ろしであり停車時間が短いため、車両が路上に待機することはないと事業者から聞いております。</p>  |
| 8  | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>計画による車両の出入りは30台/日程度で現状に比べ10台/日程減少とご提示いただきました。発生集中する1時間当りの交通量につきまして、ピーク時間と台数、現状からの増減についてお教えいただけますようお願いいたします。</p>  | <p>土地利用計画課長 倉田 貴文</p> <p>現在の交通量のピークは午前4時半から6時半の2時間で、1時間当たり10台～15台となっております。移転後についてもピークの時間帯と台数に変動はないと事業者から聞いております。</p>  |
| 9  | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>現在使用している建屋については昭和40年代竣工のものと察します。この年代の建物、施設においては、建材のアスベスト、蛍光灯安定器やシーリング材のPCBに関する注意が必要と考えられますが、現状把握している内容及びその対応につきましてお教えいただけますようお願いいたします。</p>   | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>ご質問の現在使用している建屋につきましては、同条ただし書の規定に関わるものではありませんが、事業者が解体等の行為の段階において各法令に基づき適切に対応されるべき内容のものであると考えております。</p> |
| 10 | <p>議席番号16番 毛利 郁史</p> <p>移転予定の計画地南東端は現在、廃棄物集積場のような状況が見受けられますが、この場所や現在の市場も含め、過去に焼却炉の設置があった場合には、発砲スチロールやビニール製のバンドなどの焼却が推測され、ダイオキシン類による土壌汚染が懸念されるのではないかと考えられます。過去の焼却炉の設置の有無や焼却残さの処分、管理状況につきまして状況をお教えいただけますようお願いいたします。また、焼却炉があった場合、過去の状況を踏まえ、土壌汚染が存在する可能性やそのリスク並び</p> | <p>環境保全課長 石井 正光</p> <p>ご質問の過去の焼却炉設置につきましては、市では把握しておりません。</p> <p>焼却炉があった場合には、ダイオキシン類による土壌汚染のおそれは否定できないと考えられるため、工場・事業場の土地においては、事業者が自主的に土壌汚染対策に取り組む必要があると考えられます。</p>   |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | にその対応につきまして見解をお願いいたします。   |  |
| 11 | <p>議席番号3番 赤坂 浩史</p> <p>施設配置図で見ると、市場棟北東部に隣接する区画・建物との間はフェンス等明確に仕切るものが見当たらない。この隣地及び建物との区画についてはどのように考えられているか。</p>   | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>当該敷地内におけるフェンスの配置等につきましては、事業者の判断に基づいて計画されるものであると考えております。</p>  |
| 12 | <p>議席番号3番 赤坂 浩史</p> <p>施設配置図では、北西の隣地境界線の中ごろに「井戸」の記載がある。この井戸は、どのような用途に利用されてきているものか。</p>  | <p>建築指導課長 岡部 宙</p> <p>環境保全課長 石井 正光</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>ご質問の井戸の用途等につきましては、本件青果卸売市場の位置に関わるものではなく、市では把握しておりません。</p> <p>なお、井戸を使用する場合には、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づく協議や届出が必要です。</p>   |
| 13 | <p>議席番号3番 赤坂 浩史</p> <p>本件卸売市場は、その移転後は取引に係る「量」は従前より縮小すると考えられる。魚市場が閉じられ、青果市場の取引も縮小となると、八王子及び近隣の小売業・飲食業への影響もある。コロナ禍によるものとは別として、流通機能の変化は独立した個別の事業者の存立を難しいものとし、将来的にまちの特徴が失われていく懸念を持つ。</p> <p>本件移転に関しては民間事業者の意志決定であり、行政が介入できる性質のものではない。しかしながら、上記の懸念に鑑み、本件の見解も含め八王子のまちづくりについてあらためてその在り方・考え方を</p> | <p>産業政策課長 立川 寛之</p> <p>土地利用計画課長 倉田 貴文</p> <p>魚市場は、これまでの顧客に対して移転先の府中市場よりトラックでの配送等のフォローアップを行っております。また、本件青果卸売市場については、顧客数や取扱高はほとんど変わらないと聞いております。したがって、移転による小売業・飲食業への影響は最小限であると考えています。</p> <p>本件がある北野地区は、国道20号八王子南バイパスと国道16号八王子バイパスが交差する交通の要衝であり、商工業が集積するとともに市の環境関連施設が立地する多様な機能をあわせ持った地域であります。</p> <p>第2次八王子市都市計画マスタープランで</p> |



|    |   |   |
|----|---|---|
|    | 伺いたい。   | は、この地区の持つ交通利便性を活かした、製造業や物流などの立地誘導と集積、操業環境の維持・向上を図るとしており、移転後も地方卸売市場が引き続き立地することは望ましいことと考えております。   |
| 14 | 議席番号4番 石井 宏和<br>青果市場を隣接する魚市場の跡地に移転するというのですが、面積が現在地の半分ほどになります。手狭に感じられますが大丈夫でしょうか。事業規模も相当縮小されるのでしょうか。 | 産業政策課長 立川 寛之<br>現在の施設は、取扱高からすると広すぎ、使用されていない部分もあると聞いております。移転後においても取扱高はほとんど変わらないとのことですので、事業規模の縮小はないものと考えております。  |
| 15 | 議席番号4番 石井 宏和<br>移転後の現在の青果市場の跡地も、公的に利用されることが望ましいと思いますが、どのように活用する計画でしょうか。                             | 土地利用計画課長 倉田 貴文<br>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。<br>当該跡地は民間事業者が所有しているものであり、市が取得し活用する予定はございません。当該跡地の活用については、民間事業者が施設整備の中で法令に則り、事業者の判断で適切に実施されるものと考えております。                        |
| 16 | 議席番号4番 石井 宏和<br>青果市場は浅川や山田川に近く、豪雨による浸水想定区域の中にあります。浸水対策はどのように講じる予定なのでしょうか。                           | 建築指導課長 岡部 宙<br>防災課長 菅野 英之<br>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。<br>浸水対策等につきましては、事業者の判断に基づいて計画されるものと考えております。浸水想定（予想）区域に該当した場合の対策について問い合わせがあった場合には、各自のとるべき避難行動と、事前の情報収集について助言を行っています。 |
| 17 | 議席番号2番 若尾 喜美絵<br>事業所が隣に移転した後の土地はどのような活用がされるのか。  | 土地利用計画課長 倉田 貴文<br>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    |   | <p>当該跡地の活用については民間事業者が施設整備の中で法令に則り、事業者の判断で適切に実施されるものであると考えます。</p>   |
| 18 | <p>議席番号2番 若尾 喜美絵</p> <p>自然災害の激化により、事前防災の視点からの取り組みが重要である。新たに土地を購入したり、建築をしたりするときには、浸水想定を確認し、対策を取ることが重要である。今回の議案で上がっている場所については、洪水ハザードマップについて、行政、事業者それぞれが、どのような形でハザードを確認したのか。また、洪水ハザードがある場合については、どのような指導、助言が行われたのか。</p> | <p>建築指導課長 岡部 宙<br/>防災課長 菅野 英之</p> <p>本件諮問は、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、本件青果卸売市場の新築の許可にあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかお諮りしているものであります。</p> <p>浸水対策等につきましては、事業者の判断に基づいて計画されるものと考えております。浸水想定（予想）区域に該当した場合の対策について問い合わせがあった場合には、各自のとるべき避難行動と、事前の情報収集について助言を行っています。</p> <p>ハザードの確認につきましては、宅地建物取引業法及び同法施行規則により、宅地建物取引業者は、水防法に基づいたハザードマップを参照し、水害リスクに関する情報を、不動産重要事項として説明するよう規定されています。宅地建物取引業者は、取引の対象となる宅地または建物にどのような水害リスクがあるか、取得者に説明する必要があります。</p> <p>市としても、当該敷地が浸水想定区域0.5m未満に指定されていることは確認しております。</p> |
| 19 | <p>議席番号2番 若尾 喜美絵</p> <p>地球温暖化対策の強化が求められおり、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律への対応も必要であるが、今回の事業所については、建築物省エネ法ではどのような取り扱いになるのか。また、市は、どのような形で指導をし、事業者はそれに対し、どのような取り組みをしていくことになるのか。</p>  | <p>建築審査課長 氣賀澤 盛彦</p> <p>建築確認申請において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の基準に適合していることを確認することになっています。基準に適合していない場合は、建築確認がおりないため基準適合させることが求められます。</p>   |
| 20 | <p>議席番号2番 若尾 喜美絵</p> <p>事業所が隣に移転することは、特に問題</p>  | <p>産業政策課長 立川 寛之</p> <p>これまでも、北野地区の4市場（青果市</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>ないと思うが、産業振興の視点から言えば、社会情勢がコロナ禍やライフスタイルの変化で多く変わり、事業が厳しくなるところも出てくると思われる中、市として産業振興の視点からしっかりと情報提供など支援をしていくことが重要である。この点にはどのような形で取り組みが行われてきたのか。</p> | <p>場・魚市場・卸売センター・卸売協同組合)とは情報交換などをしてまいりました。魚市場の移転により3市場となりましたが、今後も関係性が変わることはないと考えています。</p> |
|---|--|

■第176回八王子市都市計画審議会 当日議事録

[午後2時開会]

◎会長【村尾公一君】 全出席予定の委員がそろいましたので、今から会議を開かせていただきます。本日は御多用の中、お運びいただき誠にありがとうございます。

本日の審議会には、議席番号10番星卓志委員と、議席番号13番菱山史郎委員から、事前に欠席の届けが出ております。

委員定数18名のうち、半数以上の委員が出席されておりますので、これから第176回八王子市都市計画審議会を開かせていただきます。

◎【事務局】 初めに、本年4月1日付の人事異動により、市側の幹事に変更がありましたので御報告いたします。机上配付しております幹事名簿のとおり、7名の幹事が新任となっております。名簿の脇に新任の表記をさせていただきましたので、御確認いただければと思います。

また、同日付の人事異動により、私、都市総務課長の久田が事務局を担当しております。よろしく願いいたします。

なお、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため窓を開けて換気を行い、間隔を空けた座席配置としております。また、開催時間を極力短くするため、事前質疑に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、ここで市の理事者であります駒沢副市長から、挨拶を申し上げます。

◎副市長【駒沢広行君】 それでは、第176回八王子市都市計画審議会の開催にあたりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思います。

皆様には、緊急事態宣言発出の中、お集まりいただきありがとうございます。また、日頃より本市の都市計画行政に御理解、御協力をいただいておりますことを、この場をお借りし、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日は本年度最初の審議会でございますが、新型コロナウイルス感染症が収束していない状況にあり、緊急事態宣言下での開催ということになりました。本市におきましては、世田谷区とともに都内で最も早く4月からワクチン接種を開始したほか、医療現場で働く皆さんに市民からのメッセージと本市のゆかりの品をお届けする八王子エール便を実施するなどの対応を図っているところでございます。本日の審議会の開催にあたりましても、感染防止対策を徹底しておりますので、委員の皆様にはよろしく御審議くださいますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 それでは、本日の審議にあたり、配付資料について事務局から説明願います。

[事務局配付資料説明]

◎会長【村尾公一君】 それでは、次第に従いまして進行いたします。

議事録の署名委員を指名いたします。署名委員は、議席番号順に指名しております。本日の署名委員は、第11番星野直美委員と第12番田中茂哉委員をお願いいたします。

なお、作成した議事録は、ホームページ及び図書館等で公開しますので、御承知おきください。

.....

◎会長【村尾公一君】 それでは、これより議題に入ります。

本日審議会に諮問されております案件は、諮問第1号の1件でございます。審議にあたり、進行について事務局から説明を願います。

◎【事務局】 進行につきましては、案件説明は事前に配付しました説明資料によることとしまして、案件朗読に続いて御審議をいただき、その後、採決となりますので、よろしく願いいたします。

なお、審議の内容に応じて会場前方のスクリーンに資料を投影するため、照明を一部落とすことがございますので、あらかじめ御承知おきください。

また、議事録ですが、本日の御発言とともに、事前の質疑応答につきましても記載させていただきます。

◎会長【村尾公一君】 ただいま事務局から説明があったとおり審議を進めたいと思います。

それでは、諮問第1号を議題といたします。事務局から案件を朗読させます。

〔事務局案件朗読〕

◎会長【村尾公一君】 それでは、審議を始めます。

本案件につきましては事前質疑を行い、資料が配付されておりますが、新たに質疑等がございましたら御発言いただきたいと思います。御発言の際のお願いでございますが、録音をする関係もありますので、発言のある方はまず挙手をしていただき、私がお名前をお呼びいたしましたら、御起立の上、マイクに向かって御発言をお願いしたいと思います。

では、委員の御発言を求めます。毛利委員。

◎第16番【毛利郁史君】 事前質疑8の御回答につきまして、お聞きしたいと思っております。こちらの最初に配付いただいた資料では、発生交通量が大体30台程度ということでお教えいただいております。時間交通量も教えてくださいということで質問をしたところ、1時間あたり15台ということなので、マックスで考えると4時半から6時半までに30台になりますが、従業員等の交通量もあるので、実際はプラス10台ぐらいで、減少するのではないかという表現は不適切ではないかなというふうに感じました。同程度とするのであれば、今回の審議に関して、周辺への環境影響がどうなのかという観点で考えれば、現状でどういう交通量で、

渋滞長がどうで、滞留長がどうだと。右折の車両がどうなのかというあたりの具体的な現状を御提示いただいて、問題がなければそれでオーケーというような形になろうかと思しますので、現実の状況についてお教えいただければと思います。

◎会長【村尾公一君】 倉田土地利用計画課長。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 まず、現状についての説明がほしいといったお話でしたけれども、こちらの回答にさせていただいている中では、車両といたしましては30台/日程度で現状に比べ10台程度減少ということで、事業者から聞いております。聞いている内訳につきましては、それぞれ軽自動車1トンのバン、2トントラック、4トントラック、10トントラックといった、いわゆる卸売市場の資材等を搬入するものが主であるといった状況です。主な出入りの時間帯といたしましては、今御指摘がありました、いわゆる明け方、4時半台から6時半台というところで、今御指摘いただいた1時間あたり10台、15台という形になってございます。

その総台数につきましても、規模が半減するといった状況がございまして、現状よりも10台程度減って今の状態になるといったような状況が生じておりますので、大きな環境影響なりは生じないだろうということで、こういった御回答をさせていただいたところでございます。

◎第16番【毛利郁史君】 ありがとうございます。現状、将来の交通量ということではありましたが、現在のおそこの道路の状況は、4時、5時、6時ぐらいの交通量がどれぐらいあって、市場関係の付加車両がどれぐらいのパーセンテージを占めているのか、または、右折車で来て渋滞を招くようなことがないのか、そのようなことをお聞きしたいのですけれども。

◎土地利用計画課長【倉田貴文君】 失礼いたしました。現状の具体的な状況につきましては、近傍の各時に関わる交通量調査等が行われておりませんので、定量的な数字につきましては把握をしてございませんが、地域の現況を鑑みますと、もともとが未明にあたるという部分がございますので、渋滞が顕在化している状況はまずないと考えてございます。その中で事業者にも、車上や路上に待機するようなことはないかということで質問させていただいて、それについては敷地内に駐車スペース及び荷下ろしスペースを確保しているといった状況と、また、ほとんど荷物が手下ろしではなくパレット下ろし、いわゆる長時間駐車、停車を伴うような荷下ろしの状況ではないという状況もございまして、その結果、路上に待機するようなことは今生じていないというような回答をいただいておりますので、このような形で量は減るといった状況を鑑みますと、これよりも悪化する状況はないのではないかと考えているところでございます。

◎会長【村尾公一君】 よろしいですか。

◎第16番【毛利郁史君】 大丈夫です。ありがとうございます。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言ございますでしょうか。赤坂委員。

◎第3番【赤坂浩史君】 事前質問への回答、ありがとうございます。

今回は意見ということで、質問ではございません。先ほど副市長様からもお話がありましたように、都下の市部では最初にワクチンの接種が始められ、その後、総理大臣の御対応もされるなどで、市の方は大変御苦労されたなというふうに思っております。メディアで八王子の名前がいっぱい出たことはいい方に捉えていけばいいと私は考えています。

今回、青果市場の移転とそれに付随した魚市場の閉鎖ということから2点、人的交流と交通体系ということについて、私を感じたことを申し上げさせていただければ。

青果市場に関しては、取扱高あるいは顧客数は変わらないのではないかなというような御報告です。変わらないということは、八王子での立地のアドバンテージがさほどないとも読み取れるのではとの懸念を持ちます。魚市場の閉鎖については、規模は維持されるのか、少し縮小するのかということはありませんけれども、従業員さんがいなくなる、市場に集まってきた関連事業者やお客様が減る。これまでのお客様に対しては、府中に移転した先から届けるから大丈夫だろうということですが、それはそれとして、人が集まってくるという人的な交流というところに懸念を感じた次第であります。

私は32年前に八王子に憧れて住み始めました。当時は百貨店に車の列ができていたり、甲州街道沿いには名だたる都銀の支店が軒を連ね、信金の本店、信組の本店も八王子にありました。そのことに関しては、今ちょっと寂しさを覚えずにはられません。

都市計画上、人の集まりといった点について、第2次マスタープランの中で市長の御言葉にあるとおり、人的な交流、あるいは定住人口を推計値よりも増やしていくのだということは大変重要なことだと思うのです。

もう一点。飛んだ話になるので恐縮ながら、第2次マスタープランというのは将来的に第3次へと改定されていくと思うのですが、今日もお配りいただいておりますけれども、八王子の都市計画の中で、交通体系についてある程度論じられているM a a S、御存知のとおりモビリティ・アズ・ア・サービスの部分は今すぐにも検討に加えていただきたい。確かに八王子は南北・東西の交通体系はいいのですが、もはや二次元的な部分だけでは済まないと考えます。例えば、ドローンの活用、鉄道、バス、タクシー、モノレールもありますね、それらすべての結節点となるスペースが必要になることは明白です。お隣の立川や相模原を見ると、かたやモノレールが開通し、箱根ヶ崎や町田の方まで延びていくと、立川はさらに求心力が高まるのではないかな。あるいはリニアが通る橋本、相模原。あの辺りは、米軍補給廠が返ってくるということになると、広大な敷地が開発でき、新たな交通体系の拠点となり得る。じゃあ、八王子はどうするのだ、というような思いがあります。

今回の事案からは飛んだ話になりますけれども、一事業者の撤退だとか移転だとかという事例から、お願いしたい、考えていただきたい、と私が考えるところを偉そうに申し上げさせて

いただきました。ありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎会長【村尾公一君】 ほかに御発言もないようですので、ただいまの案件についてお諮りいたします。表決の方法は、審議会運営基準第21の規定により挙手といたします。

諮問第1号建築基準法第51条ただし書の規定に基づく卸売市場の位置について、原案を適当なものと認める方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎会長【村尾公一君】 多数と認めます。挙手が過半数でありますので、よって本案件につきましては、原案を適当なものと認める答申をすることに決定いたします。

以上で本日の審議は終了いたしました。

.....  
◎会長【村尾公一君】 これをもちまして本日の会議を閉会いたしますが、最後に事務局より連絡があります。

◎【事務局】 本日は、新型コロナウイルス感染症への対応及び審議会の進行に御協力いただき、ありがとうございました。次回の審議会は、秋頃を予定しております。引き続きよろしくお願いいたします。

◎会長【村尾公一君】 御苦労様でした。

[午後2時18分閉会]